

## 「あおもりで働こう」教員の魅力発信・広報等業務仕様書(案)

### 1 業務名

「あおもりで働こう」教員の魅力発信・広報等業務

### 2 目的

青森県の教員（臨時講師等を含む）を目指す者を増加させるため、教員の魅力を発信する動画制作、高校生を対象とした教員の魅力一日体験（以下「一日体験」という。）及び一日体験の成果等を報告するセミナー形式のイベントを実施するとともに、各種媒体を活用した広報により、青森県で働く教員の魅力向上を図る。

### 3 委託業務内容

#### （1）あおもりで働く教員の魅力発信動画制作

- ア 青森県の教員（臨時講師等を含む）を目指す者を増加させるため、青森県で働く教員の魅力をまとめた動画を作成する。
- イ 作成する動画はフルバージョン（5分～10分程度）×1本、ショート版（30秒程度）×5本以上とする。
- ウ 動画制作に係る連絡調整等を行う。
- エ 動画制作に必要な機材・資材等は受注者が用意する。
- オ 作成した動画は、下記（3）、（4）で活用する。

#### （2）高校生を対象とした教員の魅力一日体験

- ア 県内の高校生が小・中学校を訪問し、授業への参加などにより、教員の魅力を体験してもらうイベントを企画する。
- イ 一日体験は小学校4地区（西北、中南、上北、下北）、中学校2地区（東青、三八）の計6地区で行う。  
なお、実施校となる小・中学校は後日指定する。
- ウ 一日体験の周知（チラシデータの作成・発送等）、参加者の取りまとめを行う。（1地区当たり12名程度）
- エ 一日体験実施に必要な連絡調整、高校生の送迎、事前説明会を行う。
- オ 一日体験の様子は静止画等で撮影し、下記（3）、（4）で活用する。

#### （3）一日体験の成果等を報告するセミナー形式のイベント

- ア 上記（1）で撮影した素材を活用して、一日体験に参加した高校生が成果報告を行うセミナー形式のイベント（令和8年12月実施予定）を企画する。
- イ 会場の選定、イベントの周知、参加者の取りまとめを行う。なお、参加者は50名程度を想定しており、オンライン配信も行うこと。
- ウ イベント当日の運営・司会進行・記録（静止画又は動画）を行う。

#### （4）各種媒体を活用した広報

- ア 青森県の教員（臨時講師等を含む）を目指す者を増加させるため、上記（1）、（2）で撮影・作成した素材等を活用し、動画及び紙媒体を用いた情報発信を行う。
- イ 動画での情報発信において、動画広告を行う場合は、青森県教育庁教職員課のアカウント（X、YouTube、TikTok）を使用すること。
- ウ 紙媒体での情報発信において、ポスター・リーフレット等を行う場合は、受注者が発送業務を行うこと。

## (5) その他

(1) から (4) に係るもの以外に、企画提案において提案された内容のうち、発注者が受注者に実施を依頼するもの。

## 4 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

## 5 情報セキュリティについて

業務の履行に当たっては、青森県の情報セキュリティポリシーの規定を順守し、業務上知り得た情報の持出、目的外利用、第三者への開示及び譲渡等は一切行わないこと。

## 6 成果物

- (1) 制作物に係る現物及びマスターデータ
- (2) 業務実施報告書1部

## 7 著作権等

- (1) 納品された映像及び音声等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属する。
- (2) 受注者（映像、音響等の制作者から委託を受けた者を含む。）は、納品された映像及び音声等の著作権等に係る著作者人格権を発注者及び第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 納品された映像及び音声等は、受託期間中及び事業終了後、発注者が作成するホームページや各種広報媒体、その他プロモーション等に受注者の承諾なく、発注者又は発注者の指定する者が無償で二次使用や複製することができるものとする。
- (4) 受注者は、本業務に伴う成果品の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者から受注者又は受注者が指定する第三者に対して、成果物に係る著作者人格権を行使されないよう必要な措置を講ずること。

## 8 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。